第三種郵便物認可　昭和二十五年三月三十一日

平成２６年（フ）第５０７号
京都市左京区静市市原町406番地１
債務者　久我　圭史
１　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
兵庫県明石市茶園場町２番34号
債務者　西村　泰明
１　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１４８号
兵庫県明石市大久保町松陰1115番地の１　セオコート明石Ⅱ―402号
債務者　山崎　雅美
１　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１７４号
兵庫県明石市松が丘１丁目２番２―311号
債務者　内田みのり
１　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１７５号
兵庫県明石市魚住町清水2426番地の８
債務者　満平　加代
１　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１３５号
富山市西公文名町６番16号
債務者　須永　信子
１　決定年月日時　平成26年９月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７４号
鹿児島県霧島市国分中央３―20―31　しちりんや内、住民票上の住所石川県小松市福乃宮町１丁目41番地６
債務者　神田　　悟
１　決定年月日時　平成26年９月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第１９０号
福井県坂井市三国町宿１丁目２番８号
債務者　辻　　伸允
１　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
福井市松本２丁目32番11号
債務者　藤原　教順
１　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１２号
福井市北四ツ居町807番地　ドミールＫ２―103、旧住所福井市松本１丁目15番１号　信開ドヌール松本201号
債務者　藤原　信子
１　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１４号
福井市大願寺１丁目７番21号　コーポアルカディア越前405号室
債務者　藤本明日香
１　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４１号
福井県小浜市遠敷第112号17番地、住民票上の住所福井県小浜市青井第19号８番地の36
債務者　中村　好隆
１　決定年月日時　平成26年９月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第４４４号
兵庫県尼崎市下坂部２丁目30番43号サンマンション平和103、前住所神戸市垂水区本多聞５丁目１番155―301号
債務者　千原　勇輝
１　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４４５号
兵庫県西宮市枝川町５番15―1102号
債務者　梅本惠美子
１　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４９号
宮城県柴田郡柴田町大字上名生字新大原190番地３
債務者　庄司　洋子
１　決定年月日時　平成26年９月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第５９５号
兵庫県三田市中町15番16―105号
債務者　宝　　幸一
１　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８２号
愛知県春日井市如意申町７丁目７番地10　県営松山住宅２棟101号
債務者　染川ひろみ
１　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部